

2

令和7年度 全私保連事業計画

【テーマ】

子どものための「こどもまんなか社会」へ

—今、取り組むべき課題とは—

総論骨子

わが国の少子化の流れは加速しており、通年では初めて70万人を下回る可能性も出てきました。出生数の減少はここ数年坂道を転がり落ちるような勢いであり、国全体の活力を維持するためにはなんとしてもこの傾向に歯止めをかけなければならない厳しい状況にあります。国の危機感を予算化した「こども・子育て支援加速化プラン」（以下、「加速化プラン」と言う。）も2年目を迎えようとしています。今後、厳しい財政状況の下、医療保険制度を活用した「こども・子育て支援金制度」の導入等により、年間3.6兆円の新たな財源を生み出し、「こども誰でも通園制度」をはじめとした新たなこども・子育て支援事業をスタートすることとなっています。今、保育の現場ではそれらの新たな事業を支える保育者の人材確保が急務となっています。配置基準や処遇の改善、職場の魅力向上の取り組み等も待ったなしの状況となっていますので、引き続き国に対しこれらの課題解決のため積極的に働きかけていきます。

また、私たち全私保連が公益法人として目指していることは「子どもの最善の利益」を実現することであり、そのための方策として国が打ち出した「こどもまんなか社会」の実現のための諸施策に積極的に関与していくことが必要であると考えています。ここ数年、私たちの保育を取り巻く厳しい状況がマスコミで報道され、例えば送迎バスでの園児置き去りや保育施設における不適切な対応、子どもに対する性暴力等、一部の事例ではありますが保育士や施設への信頼が揺らぎかねないケースが出ています。これらへの対応はこれまでさまざまな形でなされてきましたが、大切なことはこのような事案を当事者個人の問題としてではなく、組織マネジメントの課題として取り組むことが必要です。幸い全国団体である私たち全私保連は広域の情報ネットワークを持っています。このネットワークを効果的に活用してこれら保育の安全安心を妨げる事案の撲滅を保育界全体の課題として共有化し、解決の方策を検討していきたいと思えます。

一方、全私保連の組織課題として、支出面では近年の物価高騰に伴う会議費、旅費交通費の値上げや全国保育会館の老朽化による維持管理費の増大等、収入面においてはこれまで全私保連の財政に大きく貢献してきた保険関連収入の減少等、取り巻く財政課題が大きく顕在化しています。これらの課題には全私保連で対応可能なものと、社会全体の動きの中で私た

ちだけでは対応が困難なものがありますが、自立した保育団体としての^{きょうじ}矜持を保ちながら、さまざまな工夫を凝らし、その解決策を模索していく必要があると考えています。

I 保育を取り巻く諸課題と対応

1 「こども大綱」「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」の推進

令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」に基づき、単年度ごとの具体的施策をまとめた「こどもまんなか実行計画2024」が令和6年5月に決定されました。今後概ね5年間をスパンとした「こども大綱」の具体化は、この「こどもまんなか実行計画」が単年度ごとにPDCAを経て決定され実現されることとなっています。すでにスタートしている「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた各施策も、この年度ごとに決定される「こどもまんなか実行計画」に包含されることとなっています。

全私保連では、「こども大綱」や「こどもまんなか実行計画」に盛り込まれた内容、特に就学前の子どもたちの育ちに関わるものについて、保育現場に携わるものとしての取り組みを進めてきました。例えば子どもの権利の尊重に関する取り組みとして、すでに保育士養成校での活用も始まった『コミックで発信☆保育に活かす子どもの権利条約』（エイデル研究所）の発刊や、子ども・子育てにやさしい社会づくりのための国民的な意識改革を図るために、こども家庭庁が推奨している「こどもまんなか応援サポーター」宣言も令和6年度に行いました。これによって、私たちの保育運動「新しい時代は子どもから（私たちが伝えたい7つのメッセージ）」と共通した内容が謳われている国の「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」の広報啓発活動とのコラボレーションを図りながら、今後の運動展開を一層強力に進めていくことができます。

また、令和7年度においても、就学後の学びとの連携に係る課題の解消が重要な検討項目となっています。文部科学省を中心に小学校と就学前施設の協働による「架け橋プログラム」作成の好事例として令和4年度から3か年のモデル事業に取り組んできましたが、現状では自治体における首長部局と教育委員会の縦割りの弊害もあり、地域ごとにその趣旨の理解度・取り組み度合いに大きな差が出ています。全私保連としては、さまざまな課題はありますが、引き続き子どもの権利と尊厳を守り、豊かな「遊びと体験」をとおした学びの尊重を私たちの保育運動の基礎として、これらの課題に取り組んでいきます。

2 制度・政策

令和7年度は国の「加速化プラン」の内容を保育現場で実施していく2年目の年となります。また、新たに開始された「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」も令和6年度1年間をかけて100を超える自治体で試行的事業が実施され、その過程で国から示された1人あたりの利用上限時間数や実施施設に交付される補助金の額が、実情に沿ったものであるかどうかの検証を経て、一定の改善がなされつつあります。令和7年度は試行的事業から一歩進み「地域子ども・子育て支援事業」として実施され、令和8年度からは「子ども・子育て支援金制度」に基づく新たな給付事業として全国の自治体で本格実施されることになり

ます。令和7年度はこれまでの事業の成果・課題をもとに本格実施に向けたさまざまな検討がなされますが、全私保連としては、今後この事業が持続可能なものとして定着していくためには、人材確保や予算面でどのような条件整備が必要か、受け入れのためのアプリ（ソフト）の活用・個人データの取り扱い、また引き続き、従来の一時的預かり事業との整理はどうするのか等、令和7年度の保育三団体の幹事団体として国との話し合いを進めていきます。

また、保育人材確保のための処遇改善や職員配置改善についても引き続き要望していかねばなりません。ここ数年、コロナ禍後の好景気を反映した民間との給与格差や公務員人材確保の必要性から、近年になく高い率（額）の人事院勧告の内容が公定価格へ反映されてきましたが、全国的な賃上げ基調の中で全産業平均賃金との相対的な格差は未だ解消されておらず、引き続きその解消について取り組みを進めていく必要があります。さらに、現行の園児数をもとに計算される公定価格制度自体が、人口減少地域では施設にとって非常に厳しいものとなっている中、従来から私たちが大切にしてきた「個別費目の積み上げ方式」堅持を前提にしつつ、制度としてどのような改善がなされるべきか、また地域によってさまざまな異なった状況がある中、全国団体としてどのような主張を国に対して行っていくべきか、保育三団体の結束を図りながら引き続き進めていきます。一方、職員配置改善については、令和6年度においてこれまでの積み残しであった4・5歳児の配置基準の改善（30対1→25対1）がなされましたが、公定価格上は加算での対応となりました。これについては本来基本分単価へ計上されるとともに、チーム保育加算とは切り離して措置されなければなりません。また1歳児については、令和7年度以降、職員の平均経験年数等の要件を前提に運営費の加算措置がなされることに止まっており、基準そのものの改善には至ってません。これらの課題については、OECD（経済協力開発機構）加盟諸国の現状を踏まえながら、施設での実際の人員配置状況も勘案しつつ国に対し継続的に訴えていくべき課題であると認識しています。その他、令和6年度に検討された経営状況の継続的な見える化が令和7年度から始まり、処遇改善等加算の一本化や保育DXの推進も含めて現場が事務処理に忙殺されないための取り組みもスタートしますが、全私保連では今後もこれらの取り組みがスムーズに現場に受け入れられるための情報提供を随時進めていきます。

3 少子社会への対応

厚生労働省が発表した令和5（2023）年の年間出生数は72万人余り、合計特殊出生率も令和4（2022）年の1.26から1.20となり、特に最も低い東京都ではとうとう1を切り0.99となりました。さらに令和6（2024）年上半期（1～6月）の出生数も、令和5年をさらに2万人以上下回り過去最少の35万人余り（外国人を含む）と、通年では初めて70万人を下回る可能性も出てきました。このような状況に対し国もなんとか対処したいと考え、令和5年に、「こども未来戦略」を策定し「加速化プラン」の実行を急いでいるところではありますが、親となる世代の人口の減少や数年にわたるコロナ禍での婚姻数の減少等の影響もあり、なかなかその成果が具体的に現れていない状況にあります。

令和6年度、国においては、待機児童解消を主な目的とした「新子育て安心プラン」（令和3年度～6年度）に引き続きビジョンとして令和6年12月20日に「保育政策の新たな方向性」を公表しました。その中で令和7年度から令和10年度末を見据え、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の

推進」「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」の3つの柱を軸に施策を推進することが謳われています。現在、旧来の計画に基づく保育施設等の受け皿整備が進むとともに、わが国の少子化によって待機児童数は大きく減少しています。一方で、少子化による全国各地の施設での定員割れや閉園がじわじわと顕在化しており、今すぐ何等かの手立てを講じないとその地域の保育機能・子育て支援機能が失われ、高齢化の後に、地域コミュニティの消滅という道を進むことになります。今回公表された新たなビジョンにおいては、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」からの転換を図るための方向性が示されており、これに基づき令和7年度予算において、過疎地域における保育機能の確保・強化のための施策や、施設の多機能化に対するモデル的な取り組みへの支援が予算化されています。全私保連としては、今後とも地域組織との協働を図りながら、新しく策定されたビジョンの具体化のために必要な施策や予算化を国に対し求めていきます。

II 組織の諸課題と対応

1 組織を支える財政課題

令和7年度を迎えるにあたり、全私保連の大きな課題は財政問題です。この課題について収入面と支出面の両面から考えたいと思います。

◆収入面

① 会費収入

新規会員施設が増えること、これはすなわち会費収入が増えることを意味します。志を同じくする保育の仲間が増えることは大変喜ばしいことではありますが、同時に「保育通信」や「全私保連ニュース」の発送・通信費、「ほいくリーガルサービス」の経費など、必要経費が増えることとなります。

このように、現在の全私保連の収入構造では会費収入とほぼ同額の助成を地域組織並びにブロックに提供していることもあり、新規会員施設の増加が財政課題の解決に即直結していません。しかしながら全私保連のもろもろの活動を支えていただくためにも、地域組織内の未加入施設への働きかけや、地域組織がない県への開拓などは継続して取り組んでいきます。

② 全私保連保険制度

会員施設の皆様に支えていただいている全私保連保険制度は、施設賠償保険は堅調に推移していますが、保護者の皆様に加入いただいている個人賠償保険は加入者の減少傾向が続いています。全私保連の収入構造として保険関連収入が重要なウエイトを占めているため、個人賠償保険の減少は看過できない課題です。減少した背景には各家庭の可処分所得の低下があると考えられます。

前記のことについては、地域組織の皆様にご協力いただくことはもちろんですが、保険会社と協議を進め、既存の保険のブラッシュアップとともに新しい保険の開発を行い、訴求力を高めたいと考えています。

◆支出面

① 諸物価高騰による会議費等の増加

各施設の運営においても課題となっている物価高騰ですが、全私保連の運営においても大きな課題として立ち上がっています。全国組織という性格上、会議開催に係る交通費が支出の大きなウエイトを占めています。現在の旅費・宿泊費が下がっていくことは考えにくい状況です。また流通コストの増加、紙等の資材高騰は、機関誌「保育通信」の発行経費の増に直結しています。

全私保連としては事務局会議を含めた各専門部等の会議を一定数WEB開催とすることで経費削減に努めていますが、もう一段踏み込んだ会議費の抑制を検討していきます。例としては各種研修会、定期総会、全国規模の会議等に際して開催場所の見直しを行っていきます。

② 全国保育会館の維持費および全私保連事務局職員の処遇

東京・蔵前に全国保育会館が移ってから37年が経過しています。この間、建物の維持管理を行ってきましたが、空調設備の老朽化、当初は想定されていなかったICT化に対応するための設備等、会館維持費用にも一定の経費を必要としています。

また、全私保連の活動が多様化、高度化することに伴い、全私保連事務局職員数は以前より増加しています。保育施設と同様に質の高い活動を担保するには、職員の処遇改善が必要となります。また全私保連の活動を安定的に継続するためには、新規職員の採用も欠かすことができません。そのため、ここにも一定の投資が必要となっています。

2 全私保連の魅力発信

前項では収入と支出の両面で課題を挙げましたが、すべては全私保連の活動に魅力があっただけこそです。そして全私保連に加入することに大きな魅力を感じていただくことが会員数の増加につながると考えます。そのためには外見を着飾るのではなく、子どもの育ちに関する本質的な議論や、保育実践の向上につながる研修会の企画、スピーディーかつ正確な情報の発信などが求められます。

現在行われている、園長を対象とした「園長セミナー」、中堅リーダー層を対象とした「園内研修コーディネーター養成講座」、次世代の園長を担う方々を対象とした青年会議のさまざまな活動、これらを通じて保育に携わるすべての方々の育成に引き続き努めていきます。このことは私たちの大切な課題であり、責務を果たせるよう今後も尽力します。

3 まとめとして

各種研修会、セミナーの企画運営を全私保連が自前で行うことは、財政面だけを見れば大きな課題があります。また研究機構の各種研究は明日の保育にすぐに活かせるものではないかもしれません。組織の屋台骨を支える組織部の活動は外から見ただけでは、その内容を理解することが難しい面があります。保育制度検討会、保育制度検討会単価検討部会、予算対策活動等は一見すると保育現場との距離があるように感じられるかもしれません。情報の発信を担う「保育通信」を、質の担保をしつつ毎月欠かさず発刊するには、相当の労力と経費が必要です。私たちが考える保育の価値を広く社会へ伝えるためには、保育運動推進会議の活動が不可欠です。前記のように全私保連が行っている活動は多岐に渡ります。しかしなが

ら保育を取り巻く諸課題に対して、全方位で対応していく姿勢に全私保連の歴史があり、自立した保育団体としての^{きょうじ}矜持があると考えています。経費がかかるからといって、活動を縮小してしまうのは、自らの価値を^{おとし}貶めてしまう行為と心得ます。必要なところへは必要な投資を行い、効率化が可能なところには、効率化を進め、事業活動を前へと進めていきます。

全私保連の会員施設は北海道から沖縄まで全国に広がっています。またそれぞれの施設が置かれている状況は、施設の数だけ違いがあります。この違いのある施設がまとまり、活動を進めていくためには、より丁寧で、より親密な関係性の構築が不可欠であると考えます。令和7年度も地域組織の皆様からいただくご意見を大切に、運営を行っていきます。

Ⅲ 公益法人としての社会的使命

全私保連が展開する「保育運動」「制度向上運動」「予算対策運動」が目指すのは、「子どもの最善の利益を実現」することであり、それは国が打ち出した「こどもまんなか社会」の実現に他なりません。保育の対象として関わる幼児期までの子どもは人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期を過ごしており、全世代のすべての人でこの時期から子どものウェルビーイング向上を支えていくことができれば、「こどもまんなか社会」の実現へ社会は大きく前進します。この国策は急激に進んだ少子化や若者が抱える困難の解消に向けた政策ですが、これまで経済中心の社会を築いてきた日本が得た物質的豊かさとともに両立できなかった精神的に持続した幸せ（ウェルビーイング）の大切さに気づくきっかけになったように思えます。

人は生まれてすぐ一個人として尊重されウェルビーイングを保ちながら、切れ目ない支援を受けながら大人になり、そして人を支える側になる。そのスキームにおいて全私保連が果たすべき役割を社会的使命として捉え、以下の3項目を重点課題として取り組みます。

1 持続可能な保育の構築

国の令和7年度概算要求において過疎地域における保育機能確保・強化が示されました。これは過疎地域の保育施設が地域で唯一の子育て支援の拠点であり、その施設が運営困難に陥ると子どもを預けて働く場や子どもが集まる場所がなくなり、地域そのものの維持が難しくなるという課題に向けての取り組みです。私たちが長い間、国への要望事項としてきた人口減少地域への支援策がようやく検討され始めたのです。地域の人々も交えたさまざまな取り組みに係る内容や運用上の工夫、財政面も含めた運営上の課題など、今後の保育施設の多機能化への具体的な議論が制度検討や予対活動を通じて活発に進むでしょう。

また、近年頻発する自然災害発生時において、被災地の復興にはその地域および近隣地域での保育機能が必要不可欠であるという認識が広がっています。それぞれの施設において事業継続計画（BCP）が策定されていても、園舎破損や保育者被災など、一定以上の被害が生じた際には迅速な支援体制が必要です。その場面では素早い被害状況の把握ができる「自然災害サポートシステム」（組織部）による情報が支援体制の構築の第一歩となるため、これまで以上の周知と活用を推進していきます。

もちろん持続可能という意味では非常時だけでなく日常もおろそかにせず、全国各々の保

育施設が乳幼児期の子どもの育ちの場として日々充実するよう、保育の基本である子どもとの関わりや保育現場での危機管理などの研修会の開催をはじめ、保護者に寄り添い、子育ての伴走者として身近で頼れる相談場所であるために、カウンセリングマインドを養う研修（保育カウンセラー養成講座）の実施、保育の全国規模の団体として保育施策への要望や提言を行うための意見集約（制度予対活動）や調査活動（クイックリサーチシステム [QRS]）、保育運動「新しい時代は子どもから」の展開、子どもや子育てに関する諸課題（食育、虐待、貧困、感染症など）を社会の課題として周知するための記事の連載（機関誌「保育通信」、HPあおむし通信）など、社会に向け効果的かつ継続的な手法を検討し、実施や発信を行っています。

国内の出生数の急激な減少により保育施設の存続という課題が今私たちに直面しており、それは人口減少地域に限定されたものではありません。将来どんな状況になっても子どもたちの笑顔があふれる保育の場と機能がそれぞれの地域社会で持続されるよう位置づけを模索し、国が推す「こども未来戦略」の「加速化プラン」や「こどもまんなか実行計画」と連携しながら、実現されるまでの道筋を念頭において取り組んでいきます。

2 保育における安全安心と質の向上に寄与する取り組み

令和6年8月に公表された「令和5年教育・保育施設等における事故報告集計」では2,772件（うち死亡報告9件）の重大事故が報告されました。また近年送迎バスでの園児置き去りや不適切な対応、子ども性暴力などの事例が相次ぎ、保育の安全性が社会から問われる事態となりました。それらの痛ましい出来事が再び起きることがないよう、国の動きとして令和5年度には送迎バス置き去り防止安全装置の装備の義務付け、令和6年度からは4月に保育士特定登録取消者管理システムが稼働し、6月に「こども性暴力防止法」が成立、そして保育施設内の虐待における内部通報義務が予定されています。これら保育における安全安心を覆す事例を防ぐためには、その要因を当事者個人の問題として取り扱うのではなく、組織マネジメントの課題、保育界の課題として向き合い、二重、三重の仕組みを組み合わせなければ、撲滅することはできません。このような課題こそ1施設が自分の足元だけを見て取り組むのではなく、団体や組織の利を活かして推し進め、セーフティネットを築き、お互いに高め合っていくことが肝要なのではないでしょうか。また不適切な対応については、国際委員会が取り組んでいる子どもの権利条約の学びと理解が課題解決の手掛かりとなります。

次に、保育の質向上については主に2つのアプローチがあります。1つは国が定める配置基準等の制度的なもの、もう1つは保育施設の内外で取り組まれている研修や実践によるものです。前者において、国は「こども未来戦略」の「加速化プラン」で示したように75年ぶりに3歳児以上の配置基準の改善を実施しました。しかし実質的には従来からあるチーム保育加算の仕組み以上の改善になるのではなく、未だ実施時期が確定していない1歳児の配置基準の改善と合わせて制度改善が円滑に行われるよう関係機関へ強く要望を伝えつつ、調整を進めていきます。

また、後者の施設内外の研修や実践による質向上について、近年、施設の経営状況の悪化やなかなか改善されない保育者不足のために、研修機会を十分に設けられない施設が少なくありません。限られた研修機会をより有益なものにするために、個々のテーマ内容を充実させるだけでなく、学んだ保育者が施設に持ち帰って還元しやすい環境（園内コミュニケー

ションが良好)づくりにも目を向けたプログラムも行っています。加えて各種研修会や会議での講演等において振り返りや見逃し支援のための動画配信を実施することで、時間や費用面で制限がある場合でも学びの機会が創出されるよう検討していきます。

保育の質向上に近道や特効薬はなく、「〇〇を導入すると保育の質が高まる」「〇〇保育を行うと質が向上する」など、単線的手法で質の向上を望むのは困難です。安全安心と同様に、効果的かつ継続的な保育の質向上に向けた取り組みが全国で展開されるよう、全私保連では「保育通信」による各種連載記事、園内研修コーディネーター育成講座や保育カウンセラー養成講座等の研修事業などで会員施設を積極的に支援していきます。

3 「こどもまんなか社会」の担い手である保育者の確保と活躍の後押し

令和6年8月に公表された「保育所等関連状況取りまとめ」(令和6年4月1日、こども家庭庁)において、待機児童を解消できない理由として定員に空きがあっても保育人材の確保が困難であるためとの記述があります。この保育人材確保の困難さは配置基準の改善へも影響しており、実際に令和6年度から行われている3歳児以上の配置基準の改善において対応緩和処置が行われています。これはどれだけ制度的な改善が進んでも、その担い手である保育者が必要な施策に関しては実施できない可能性があることを示唆する根本的な課題です。

このような事態を防ぐために、まずは処遇改善要望を推し進めます。人事院勧告に準拠した改善により、公定価格の件費の引き上げ率は10.7%となりましたが、全産業平均との金額差を縮めなければ保育界は養成校進学希望者、新規採用保育者、潜在保育者のすべてにおいて他の業種への流出を止めるのは難しいでしょう。予対活動等での粘り強い取り組みを継続していきます。

保育者の働き方改革は継続して検討されている事柄であり、個々の施設において改善が進められているにもかかわらず、保育者に求められる役割が多岐にわたるため、トータルの業務の削減量よりも増加量の方が大きいように感じます。国も保育者の業務量を改善の対象として把握しており、令和5年5月に事務連絡「虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化について」(こども家庭庁・文部科学省)を発出しています。その中に「日々の保育について、定期的に振り返りを行い、こどもに対する接し方が適切であったか、より望ましい対応はあったのか等、保育士・保育教諭同士で率直に話すことができる場を設ける等」という記述がありますが、保育者の多くは保育の内容を向上させようと取り組むほどに業務量と業務時間が増加し、それが慢性的な負担感につながっています。この状況改善にはノンコンタクトタイムを保障する人的配置と時間の確保が必要であり、しっかり計画し、じっくり振り返ることが可能になってこそ、保育は本当の意味で魅力ある職業になると感じます。

補助制度実施により導入が進んでいるICT化や今後予定されているDX的な仕組みにより業務量の軽減が期待されますが、子どものウェルビーイングを支える下地として不可欠な保育者が働く環境の向上(それは保育者のウェルビーイングにもつながる)について拡充を求めていきます。

また、施設管理者、保育者は業務上、子どもの命を預かる仕事であり、常に精神的なストレス下に置かれています。国の「こども未来戦略」において、貧困の状況にある子ども、虐待を受けている子ども、障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもなど、さらに多様な

支援ニーズが保育施設に期待されている状況です。「誰一人取り残さない」社会を実現する支援体制においても、受け入れる施設側が行う事業にふさわしい安全安心な職場環境を整えることで、保育者の活躍を後押しします。そのために全私保連各専門部等からの情報提供、事業部が取り扱う各種保険・ICT商品を活用してのコミュニケーション、リーガルサービス等を通じて、施設の運営的判断やストレスの軽減につながる支援を続け、保育施設で働く方々の総合的な働きやすさを追求していきます。

IV 専門部等の活動事業計画

1 研修活動事業…【公益事業1】【担当：研修部】

【年間計画として】

令和6年度はコロナ禍が明けて1年が経ち、前年度に比べ、対面型研修へのニーズと意義を改めて実感する年となりました。このことは、各地でキャリアアップ研修やオンライン研修の普及が図られる中、専門分野ごとに細分化された研修だけでなく、よりホリスティック（包括的）に、多面的に、深く学び合う機会が求められていることなのかもしれません。また、全私保連調査部が令和6年2月に行った『こどもと保育者における生活満足度（ウェルビーイング）に関する調査』（報告書、令和6年5月21日）が示す「保育者のウェルビーイング度が高いほど子どものウェルビーイング度も高い」という興味深い結果からも、保育者自身のウェルビーイングにも着目した園内研修や組織づくりの提案が不可欠と感じています。

令和7年度は、それらの状況を踏まえて、従来の対面型研修を中心にさまざまなニーズに応える研修会の企画をしたいと思えます。

そして引き続き、全私保連における研修基本計画会議の方向性を踏まえ、各専門部等との連携をさらに深めながら、下記の3点を中心に研修の企画を検討します。

○対面型研修を中心に、研修の目的と多様なニーズに応じた研修形態の模索とさらなる充実

日本保育学会への参加をはじめ、保育・教育分野の最新の研究や知見、制度等の今後の動向にも注視しながら、これからの保育者の専門性や現場の保育の質向上につながるような研修の企画・運営を行います。また、全国研修部長会議等でのニーズ調査を行い、さまざまなニーズに対応した研修形態・運営体制等の検討も行います。

→園長セミナー・保育実践セミナー・保育総合研修会

○園内研修コーディネーター育成講座の充実

令和6年度に引き続き、「園内研修コーディネーター育成講座」（全4日間：2日間×2回）を実施します。そして研究者との連携により、この3年間の成果を振り返り、さらなるシラバス（講座内容）の向上を目指します。また、これまでの受講終了者を対象にフォローアップ研修会（年1回程度）も企画します。

○研修基本計画会議の方向性に基づく各専門部等との連携強化

- ・保育・子育て総合研究機構 研究企画委員会と連携し、現在行われている研究活動やその進捗状況に応じて、それらの研究成果や知見を活かした研修会の企画を検討します。
- ・保育運動推進会議と連携し、運動テーマのさらなる普及のための研修会等の企画を検討し

ます。

・国際委員会と連携し、先駆的な保育・教育実践、OMEP（世界幼児教育・保育機構）等の最新情報も参考にしながら、研修会の企画に活用したいと思います。

→保育総合研修会・全国私立保育研究大会・研修部長会議等

[各種研修会・会議の開催]

① 第67回全国私立保育研究大会・飛騨高山大会

会 期 令和7年6月11日(水)～13日(金)

場 所 岐阜県・高山市民文化会館 他

テ ー マ ホイク・ド・ターケ・マルケ

—ニッポンのまんなかで“こどもまんなか”を語る

募集人数 1,500名(予定)

【研修部担当分科会】 テーマ チームを育む保育ファシリテーション

—園内研修コーディネーターの実践事例から

講 師 鈴木健史氏(東京立正短期大学准教授)

② 園内研修コーディネーターフォローアップ講座

会 期 令和7年6月28日(土)

場 所 東京都・ふじのゑビルⅢ

募集人数 40名

③ 園内研修コーディネーター育成講座

会 期 前期：令和7年9月26日(金)～27日(土)(2日間)

後期：令和7年12月19日(金)～20日(土)(2日間)

場 所 東京都・全国保育会館

募集人数 30名

④ 園長セミナー

会 期 令和7年10月6日(月)～8日(水)

場 所 山梨県・清泉寮

募集人数 60名

⑤ 令和7年度 保育実践セミナー

会 期 令和7年11月12日(水)～14日(金)

場 所 岡山県・TKPガーデンシティ岡山

募集人数 120名

⑥ 第50回保育総合研修会

会 期 令和8年1月21日(水)～23日(金)

場 所 神戸市・ANAクラウンプラザホテル神戸

募集人数 500名

⑦ 全国研修部長会議

会 期 令和8年2月16日(月)～17日(火)

場 所 東京都・KFC Hall&Rooms

2 保育カウンセラーの養成事業…【公益事業1】 [担当：保育カウンセリング企画部]

令和7年度の全私保連事業計画に基づく「保育の質向上に向けた取り組み」を進めていきます。

保育カウンセラー養成講座では、保育者が保育カウンセリングの理論と技法を活かし、日常の保育、子育て支援、施設運営などの充実を図ることを趣旨としています。当講座の研修は対面・集合を基本としますが、さらにオンライン研修などを活用・実施していきます。

(1) 保育カウンセラー養成講座

- ・カウンセリングマインドを持った保育者の養成と保育内容の充実を目指して、保育カウンセラー養成講座を実施します。特に、保育施設が子育てセンターとして機能するよう援助を行います。
- ・ステップアップ、管理者のための公開講座を各1回開催します。
- ・今後の開催に向けて、プログラム内容の検討を行います。

【日程案】(変更になる場合があります)

- | | |
|-----------------------|--|
| ① 第82回ステップ I | 令和7年6月2日(月)～4日(水)
東京都・浅草橋ヒューリックホール&カンファレンス |
| ② 第83回ステップ I | 令和7年10月27日(月)～29日(水)
東京都・浅草橋ヒューリックホール&カンファレンス |
| ③ 第84回ステップ I | 令和7年12月1日(月)～3日(水)
京都府京都市・京都リサーチパーク |
| ④ 第51回ステップ II | 令和7年9月1日(月)～5日(金)
静岡県浜松市・エクシブ浜名湖 |
| ⑤ 第30回ステップ III | 令和7年9月29日(月)～10月3日(金)
長野県軽井沢町・エクシブ軽井沢 |
| ⑥ 第31回ステップアップ | 令和7年11月18日(火)
東京都・全国保育会館 |
| ⑦ 第13回管理者のための
公開講座 | 令和7年8月4日(月)
東京都・全国保育会館 |

(2) 保育カウンセラー資格認定

- ・ステップⅢ修了者の専門性の向上および自己研鑽の促進を目的として、保育カウンセラー資格の認定を実施します。
- ・資格更新・再登録が必要な有資格者に向けて更新・再登録手続きを行います。

- ・申請期間 令和7年11月3日(月)～28日(金) (予定)
- ・資格認定審査会 令和8年1月実施予定

(3) スキルアップ研修会

- ・保育カウンセラー有資格者のためのスキルアップ研修会は、東京都を拠点とし、対面とオンライン限定の2回実施します。

(4) その他

- ・年10回の部会を開催し、講座内容の検討と充実を図ります。
- ・全国私立保育研究大会、保育総合研修会における分科会企画運営を行います。
- ・日本保育学会シンポジウムへの参加、および研究発表について検討します。
- ・保育士等キャリアアップ研修制度へ申請します。
- ・スタッフの資質向上のために内部研修を実施するとともに、他団体の研修へ参加します。
- ・部員の増員を図ります。
- ・HPあおむし通信からオンラインで受講履歴の確認、申込みが行えるシステムの運用を開始します。

3 調査活動事業…【公益事業2】[担当：調査部]

1 事業計画骨子について

全私保連調査部事業については、概ね次のような骨子で計画します。

- ① 調査研究活動の検討、計画、実施、公表
- ② 全国調査部長会議の開催
- ③ 調査研究活動についての情報交換および提供

2 事業の基本目標および計画内容について

(1) 調査活動の実施について

(基本目標)

- ・保育現場におけるさまざまな課題や要望を、保育関係者や保護者、行政等の多面的な視点から調査研究を行います。そこで得られた結果や考察は、会員園を含む保育関係者、自治体、大学などの研究機関にも公表し、保育界のみならず社会全体における子育て力（保育）の向上につなげます。
- ・「保育の質向上運動」「保育の魅力発信運動」「制度・予算対策運動」の3本柱を支える調査研究活動を行い、よりよい保育実践構築の支えとします。目指すのはすべての子どもたちの育ちを支える育成環境の向上です。
- ・全私保連の各専門部等の活動と連携を綿密に図りながら、調査活動に取り組みます。
- ・調査研究活動を通して、日本の社会が抱える子育てや保育の課題を見える化し、発信する役割を担います。

(計画内容)

- ・前記を基本目標にし、会員園が抱える課題を、より最適な手法で調査・公表します。
- ・組織の枠にこだわらず、社会全体の子育てと保育の向上に資する調査研究を行います。

- ・大学、外部機関、団体、研究グループ等との協力・連携による調査研究の実施と結果の公表を行います。
- ・全私保連の各専門部等と共同し、予対活動等に資する調査活動を実施します。
- ・制度等において意見表明する際のエビデンスを迅速に提供するクイックリサーチシステム（QRS）を運用します。

(2) 全国調査部長会議の開催について

(基本目標)

- ・各地域組織の調査担当者の研修会として、調査スキルの向上、情報・意見交換、調整連絡の機会を設け現状の課題の認識と把握、それに対する調査研究全体が高まることを目的にします。

(計画内容)

- ・地域組織の参加者がより充実した調査活動を行えるような学びの場と、意見交換が行える研修会の設定を検討します。また、直近の調査課題に関連するようなテーマでの講義や研修を企画します。
- ・対面会議に参加できなかった方のみならず、すべての会員園へのフォローとして、記念講演等の動画配信を行います。
- ・令和7年8月21日(木)～22日(金)、京都東急ホテル（京都市）にて開催します。

(3) 調査研究活動についての情報交換および提供

(基本目標)

- ・全私保連の行った調査結果について、会員園のみならず広く一般へ提供し、社会における保育力の向上につなげていきます。
- ・各地域組織と連携し、調査活動を行います。

(計画内容)

- ・全私保連および各地域組織の調査研究活動に関する内容について「保育通信」・HPあおむし通信等を通じて紹介しながら、調査活動の振興と啓発を図ります。
- ・全国共通の調査項目を設定することにより、地域組織やブロックとの連携、組織活動の活性化に寄与します（調査内容の企画、調査票の提供、集計用データの提供）。
- ・外部の関係団体からの照会に対応し、情報交換、参考資料の検討等について積極的に取り組んでいきます。

3 主要事項

[調査活動]

(1) 調査活動の検討、実施

- ・会員園に向けた基礎データ把握や意識調査、自治体に向けた実態調査等の検討をします。
- ・全私保連の運動や各専門部等の活動とも連携を図りながら、その他必要な情勢動向へ対応する課題に取り組み、調査を実施します。
- ・調査の目標を下記の3テーマに分けて設定し調査活動を展開していきます。
 - i 「保育の質の向上」に関する議論の下地となり得る調査

- ii 保育の専門性と魅力を社会に発信するための調査
- iii 制度構築・予算対策に資する調査

(2) 地域組織への調査支援

- ・各地域組織間の調査活動の向上と情報交換を図るため、研修会を開催します。
- ・各地域組織やブロックで行った調査活動による結果について簡易な分析を提供します。

(3) 調査研究活動についての情報交換および提供

- ・全私保連、各地域組織の調査研究活動を広く紹介し、調査活動の振興と啓発を図ります。
- ・日常的に各地域組織間の情報交換、連絡調整、外部団体からの照会への対応を図ります。

4 保育・子育て総合研究機構研究事業…[公益事業2]

[担当：保育・子育て総合研究機構研究企画委員会・国際委員会]

1 研究企画委員会

令和7年度も引き続き保育事業の発展と児童福祉の向上に寄与するための研究を進めます。特に、今年度はこれまで委託してきた各調査研究の最終報告をもとに、ナショナル・カリキュラムの私案完成に向けて会員との意見交流も考えながら、より着実な足がかりを築きます。

また、こども家庭庁をはじめとした国の動きも注視しながら、全私保連の研修、調査、研究に資するよう、会員に対しても研修やリーフレットなどを作成し、よりわかりやすい情報発信を心がけ、全私保連のシンクタンクとしての役割を果たすべく、さまざまな方法での提言・提案も行っていきます。

◆1 ナショナル・カリキュラム作成に向けた調査研究事業

令和7年度も当初からの計画どおり、ナショナル・カリキュラム調査研究を中核に据えて、今までの研究をもとに以下の調査研究に取り組んでいきます。

(1) ナショナル・カリキュラムに関する調査研究

調査研究期間：令和5年4月1日～令和8年3月31日

委託研究者：久保健太氏(大妻女子大学専任講師)、伊集守直氏(横浜国立大学大学院教授)、山本一成氏(滋賀大学准教授)

担当委員：室田一樹

本研究の目的は、現在3種類ある乳幼児教育・保育の依って立つべき指針・要領を包括する、新時代の日本にふさわしいナショナル・カリキュラムを作成することにあります。研究企画委員会のみならず、国際委員会のこれまでの調査研究も含め、幅広い知見を持って作成を進めます。

研究を進めるにあたっての大きな柱は、①他国のナショナル・カリキュラムの比較検討、②ローカル・ガバナンス(参加と自己決定のプロセスを大事にした民主主義)の考察、③Life(生活・人生・生命)の思想研究、④できる限り実現可能なカリキュラムとすることです。

特に、④実現可能なカリキュラムとするために、制度面や財政面における提言(例えば、

教職員の配置基準や財源についてなど)を行うことも併せて検討していきます。

また、子どもの最善の利益を目指した指針・要領の改定(訂)に寄与できるナショナル・カリキュラムの研究をもとにしながら研修や対話を試み、国の会議等に提案できる意見形成を行います。

(2) 新たな調査研究

ナショナル・カリキュラムの研究を進めながら、そこに関連した事項でさらなる調査研究が必要となった場合には、その都度委員会で検討し、しかるべき手続きを踏んで進めていきます。

◆2 保育実践へのアプローチと今後の展望

ナショナル・カリキュラムの作成を進めることで、その理論的背景となる『提言人口減少の保育を編む』(仮題)についても議論を深めます。この議論は保育所保育指針とその解説書のように、ナショナル・カリキュラムを実際の保育に結び付ける「手引き」としての役割を担うこととなります。施設長を含む保育者や保護者に向けただけでなく、日本全体で実践論的に「ナショナル・カリキュラム」が捉えられるよう、より具体的な内容を膨らませるため、令和6年度から継続して以下2つの研究に取り組んでいます。

(1) 子どもの造形活動(表現)についての考察

—アーティスト・イン・レジデンスという手法をもちいて

調査研究期間：令和6年4月1日～令和8年3月31日

委託研究者：谷内春子氏(京都市立芸術大学講師)

担当委員：室田一樹

アーティスト・イン・レジデンスの舞台として、岩屋こども園アカンパニ(京都市)という造形活動環境の現場に研究調査の起点をおくことで、「環境や生活と密接に関わる造形活動」の様相を明らかにすることとともに、「ヒトはなぜ、絵を描くのか?ものを作るのか?」といった、普遍的なテーマともつながるような検証内容にも踏み込むことができるのではないかと期待しています。また、この研究は、子どもの造形活動にとって理想的な場所とはどのようなものなのかを理解することへの糸口となり得ることや、子どもの造形活動を研究すること自体が、人として必要な環境や在り方のヒントとなるような、重要な基礎研究となり得ると考えることも可能であると考えます。以上の内容について、考察を深めていきます。

(2) 保育士の親性発達に関する実証的研究(保育士の専門性のエビデンス構築)

調査研究期間：令和6年4月1日～令和8年3月31日

委託研究者：田中友香理氏(京都大学特定講師)

担当委員：島本一男

本研究は、保育士の親性発達に関連する心的機能として、「感性」と「表現力」に焦点を当て、日常の保育場面で子どもと音楽体験に従事する経験の蓄積が、保育士の脳神経・身体生理・内観に与える影響を長期的に検討します。ヒト脳発達の感受性期にあたる乳幼児期の心的機能の発達は、環境(他者)からの影響を強く受けます。日常の保育場面において、保

育士自身が音楽体験を通して、感性や表現力を育むことが、子ども側の感性や表現力を育む一助となる可能性が高いと考えます。しかし、音楽体験を通じた保育士自身の変化については明らかではありません。本研究を通して保育士の感性・表現力の高さが実証的証拠として示されれば、保育士の専門性の科学的な下支えが実現でき、保育士のキャリアに対する見直しや社会からの認知の変容にも大きく寄与できると考えられます。

◆3 全私保連会員園への情報発信および研修

これまでのように調査研究の中間報告書・研究成果報告書を「保育通信」やHPあおむし通信に掲載し公表するとともに、調査研究で得た知見を会員にフィードバックし、同時に現在研究企画委員会が取り組んでいる内容について広く伝えるため、各種研修において解説する機会を設けます。

情報発信は「わかりやすいこと」を念頭に、各調査研究を担当する委員が「報告書を読む手がかり」として解説原稿を執筆する、報告内容を動画で伝えるなどを行っていきます。さらに指針・要領作成に関わる関係者等との対談、研修なども模索しながら、ナショナル・カリキュラムに対する基本的な考えを広めるための活動の機会をつくっていきます。

2 国際委員会

(1) 基本方針

「児童福祉法」「こども基本法」に盛り込まれた「子どもの権利条約」を基本に据え、保育事業の発展と児童福祉の向上に寄与するため、地球規模での保育の動向（情報）を会員園に伝達する役割を担います。

保育・幼児教育の世界水準・現状を把握するため、関係国際機関等との連携を図り、国内外の研究者への委託調査研究を行い、全私保連の運営並びに会員園の活動に資する情報を提供します。その際、必ず「現場」とつながる視点を大事にする事業を実施します。

(2) 国際機関との連携

- ① OECD、ユネスコ、ユニセフ（国際連合児童基金）や、チャイルド・リサーチ・ネット（CRN）の関係各部署との連携を継続します。
- ② OMEPとの連携により、国内外の研究者への委託研究を実施します。
- ③ OMEP日本委員会のプロジェクト活動（国内プロジェクト）に参加し、連携を継続します。
- ④ OMEPやブライトスタート財団、チャイルド・リサーチ・ネット、PECERA（環太平洋乳幼児教育学会）、EECERA（ヨーロッパ乳幼児教育学会）、Art in Early Childhood（幼児期の芸術）等が主催する国際会議に参加予定です。

(3) 国内の関係各機関との連携

○下記の専門機関等と連携し、子どもたちのよりよい成育のために各国の多分野の専門家や学識者から学び、「保育通信」等で会員園に情報を提供します。

- ・ OMEP日本委員会
- ・ チャイルド・リサーチ・ネット（CRN）

- ・国立教育政策研究所（NIER）
- ・日本乳幼児精神保健学会（FOURWINDS）

(4) 「現場」とつながる視点に関する活動

- ① 全国の保育現場で必要としている海外の情報や、外国籍園児に対する保育・教育の機会提供についてのニーズ調査を各専門部等と合同で実施し、具体的なニーズの把握と対応について、現場に情報を提供します。
- ② 子どもの最善の利益を保障するために、虐待防止等の観点から、保育現場とつながりつつ地域に向けて「子どもの権利条約」の普及啓発に努めます。
- ③ 保育総合研修会、全国私立保育研究大会において、分科会を設定します。

(5) 委託研究事業

- ① 子どもの権利条約の本質をとらえ、同条約をどのように日常の保育実践に活かしていけるのかを探る2 [新規]

調査研究期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日

委託研究者：木附千晶氏（臨床心理士・文京学院大学講師）

担当委員：新島一彦

[研究目的]

2021年～2023年にかけての研究では、子どもの権利条約が前文で示す「幸福、愛情及び理解のある家庭環境」と、それによって実現可能となる子どもの成長発達、そのために子ども自らが行使できる力としての意見表明権（第12条）とはどのようなものを心理学視点（アタッチメント理論）より明らかにしました。本研究では、それらが日々の保育の中でどのように実践されているのか、もしくは実践の可能性があるのかを模索します。

(6) 専門部等との連携

- ・専門部等の事業と連携して「子どもの権利条約」および「SDGs4.2（質の高い乳幼児保育・教育）」に関する情報を発信します。また、世界の保育・教育に関する調査研究、研修実施等に協力します。

(7) その他

- ① 国内の外国籍等の児童が在籍する保育園・こども園の実情に関する情報を、政府等からの求めに応じて提供します。
- ② 「保育通信」の「国際委員会だより」等に記事を掲載します。
- ③ HPあおむし通信で情報発信を行います。
- ④ 書籍『コミックで発信☆保育に活かす〈子どもの権利条約〉…「保育通信」より…』英語版の発行準備を進めます。

5 保育制度・保育単価検討事業…【公益事業2】

[担当：保育制度検討会・保育制度検討会 単価検討部会]

1 保育制度検討会

(1) 保育制度検討会の取り組み

- ① 検討会では各ブロック選出の委員から地域の実情や特有の情報を収集するとともに、保育三団体協議会構成メンバーを中心に意見交換を行い、引き続き保育制度に特化した議論を積み重ねていきます。深刻化する人口減少を背景に、いかに地域のニーズを捉え「なくてはならない存在」になるかに着目しつつ、国の取り組みを注視し、現場の声を聴きながら、積極的な制度要望を進めます。また、保育制度検討会ワーキンググループによる機動的な議論を活発化させるとともに、予算対策会議正副議長会議や単価検討部会をはじめとした他の専門部等との連携を強化し、変化していく情勢によりの確に対応していきます。
- ② こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会など国の有識者会議等への参画を通じて、関係団体や所轄庁とも連絡を取り合い、相互理解を深めながら、最新の保育情勢や必要な情報を「全私保連ニュース」や「保育通信」などによって速やかに会員へ発信、周知していきます。
- ③ 子どもの最善の利益のために、保育の質を高める各種の取り組みを引き続き強力に展開し、さらなる保育内容の充実、子どもの育ちと家庭、地域社会を支える運動を推進していきます。
- ④ 国や有識者等との意見交換の機会を積極的に設け、保育制度に関する見識を高めるとともに、全国私立保育研究大会、保育総合研修会において分科会を企画設定し、最新かつわかりやすい保育情報の提供に努めます。

(2) 保育制度関連資料を整理し、HPあおむし通信上に掲載している保育制度関連資料集の情報を更新します

(3) 保育制度等保育問題に関する資料・図書の収集を行います

2 保育制度検討会 単価検討部会

(1) 公定価格の保育基本分単価内訳試算表、解説書・推移表の検討

- ① 人事院勧告に基づき、国から示される基本分単価に従い、公定価格の保育基本分単価内訳試算表を検討し、改訂を行います（これまでと同様に各地域組織に文書で配布、HPあおむし通信上にアップロードします）。
- ② わかりやすい公定価格解説書を作成し、基本分単価内訳の理解を広めます。
- ③ 参考資料として、単価の経過がわかる公定価格推移表の作成を行います。

(2) HPあおむし通信への公定価格試算表の更新・運営

- ① 当面は、試算表をHPあおむし通信に掲載します。試算表のアクセスカウントの確認、分析を行います。

(3) 認定こども園単価内訳試算表の検討

- ① 認定こども園（2号・3号認定）試算表の作成に向け、情報収集を試みます。

(4) 処遇改善等加算および人事院勧告分の適正処理の検討

- ① 処遇改善等加算・人事院勧告分の通知および事務連絡等を分析し、適正処理の検討を行います。

(5) その他

- ① 各地域組織等の要請により、試算表や処遇改善等加算などに関する研修会講師として部員を派遣します。

6 予算対策活動事業

1 予対正副議長会議の取り組み…【公益事業4】 [担当：予算対策会議正副議長会議]

- ① 全私保連の予算要望活動は引き続き「各ブロック・各地域組織の要望を反映した予対活動を重視する方針」とします。地域組織から挙げられた要望を各ブロックの予対副議長が中心となって取りまとめ、各ブロックから挙げられた要望を全私保連予対正副議長会議で議論し、全私保連全体の予算要望書を作成していくことで、保育現場の声を汲み取る体制を強化していきます。また、予対副議長を中心に各ブロック会議での議論の場を活性化し、充実させていきます。各地域それぞれの格差等の実情を踏まえたうえで、引き続き保育制度検討会と連携し活動していきます。
- ② 予算対策会議…2回開催（必要に応じて臨時開催）

2 関連事業の取り組み…【公益事業1】

- ① 加速化する人口減少・少子化の問題をはじめとした保育を取り巻く諸課題は深刻の度合いを深めています。人口減少・少子化は日本の国全体の課題であることを強く認識し、政令指定都市などの都市部とすでに人口減少に直面している地域と、それぞれに固有の問題を考えるとともに、既に突入した人口減少社会における保育の在り方について、具体的な方策を考え意見交換を行う研修会・会議等を設定し、さらに研鑽を積んでいきます。
- ② 保育人材の不足や少子化による施設の運営難、地域との連携や子育て家庭への支援など、各地域組織における保育現場の実情・課題を収集するとともに、学識者の意見を広く求め、今後目指していくべき保育の在り方に関して見識を深め、さらに議論を有益なものとしていきます。
- ③ 第35回政令指定都市会議を、令和8年2月に千葉市で開催します。

7 全私保連運動の推進事業 [担当：保育運動推進会議]

1 保育運動展開の中核となる提案

令和5年にこども家庭庁が設置され、併せて施行された「こども基本法」に基づき「切れ目のないこどもを中心とした施策」が進められています。

私たち全国私立保育連盟は、子どもを中心とした社会を目指し、長年、さまざまな保育運動を展開してきました。子育て世代の親のみならず広く社会へ周知を目指した、保育運動「新しい時代は子どもから」は4年目を迎えます。テーマやメッセージなどの表題を伝えるアイテムはある程度構築ができ、継続的に活用することで、今後も多様な場面での周知に努めたいと考えています。加えて、令和6年度は、子ども・子育てにやさしい社会づくりのための国民的な意識改革を図るために、こども家庭庁が推奨している「こどもまんなか応援サポー

ター」宣言をしました。令和7年度は私たちが常に保育現場で子どもと接する際に大切にしている「私たちが伝えたい7つのメッセージ」を、社会に理解・周知を推進することで「子どもまんなか社会」を目指していきます。

2 令和7年度に取り組む事業…【公益事業3】【公益事業1】

(1) 運動展開の基本方針と具体的な運動展開

「新しい時代は子どもから」

保育運動テーマへのさらなる理解に向けたわかりやすい解説に加え、令和5年度にリリースしたテーマソングの活用において、会員園をはじめとする視聴者の反響が大きく、運動の展開へのご支持も見込めることから、以下の2つの視点からの展開を構築します。

① 7つのメッセージをもとにした子ども理解に向けた取り組み

日々子どもと接する保育者としての立場から提案した「7つのメッセージ」をもとに、子どもの成長や育ちを支える環境の具体的な取り組みを紹介し、実践へとつながる研修の場を設けたいと思います。特に、会員園をもとに、その保護者も巻き込むことでお互いの協働力を活用して広い運動展開を実現したいと思います。

- ・これまで会員を通じて発信してきた内容をより深めるため、保育や子育て支援を専門とする有識者などを講師に迎え、より深い視点でメッセージを捉え、より多様な人に発信していけるよう、WEBを使った研修を実施します。また、保育関係者だけではなく、保護者も参加できるような研修を行うことにより、メッセージの発信者を増やし、より多くの方に子どものことを伝えていくことを目指します（リモート研修の開催）。
- ・保育運動に賛同いただく個人や団体・企業・行政とのサポーター制度を構築し、大きな社会運動へと広げていきます（こども家庭庁との連携、企業との連携も新たに視野に入れる）。

② 継続的な保育運動の取り組み

- ・「保育通信」やHPあおむし通信などにて、会員園に向けた活動詳細の周知。
- ・保育運動専用ホームページおよび動画サイト、SNSを通じて社会に向けた情報提供。
- ・テーマソング「ちきゅうのこども」を活用した、プロモーション活動。
- ・「7つのメッセージ」を解説したリーフレットの活用。
- ・保育運動を身近で親しんでもらうためのグッズの継続販売。
- ・保育運動に賛同いただける企業や団体との対談や意見交換会を行い、「保育通信」や全私保連YouTubeでの情報発信。

(2) その他

① 子どもの育ちを支える保育リボン月間の継続

- ・「子どもの育ちを支える運動」も大切な保育運動であることを踏まえ、5月と9月を「保育リボン月間」とし周知を行います。
- ・継続して保育リボンバッジの販売し、賛同する思いを伝え合えるアイテムとして提案します。

② 食育事業…7つのメッセージ：みんなで食べると美味しいんです（項目対応）

- ・令和7年6月7日(土)～8日(日)、徳島県立産業観光交流センター（アスティとくしま）

で開催される第20回食育推進全国大会へ出展し、保育現場での食育に関する取り組みを伝えます。

- ・食育を学べる場所や機会について、各専門部等と協力・連携しながら活動を行います。
- ・食育に関わる団体や企業など、方向性をともにする方々と連携を行い、社会に向けた情報発信を行います。

③ 自然体験活動…7つのメッセージ：子どもは自然が大好きです（項目対応）

- ・子どもの森づくり運動に協力しながら活動を行います。

④ 虐待防止キャンペーン事業

- ・社会や会員園に向けた児童虐待防止に関する啓発事業として、HPあおむし通信に保育施設が遵守すべきガイドラインを伝えるコーナーを構築します。

⑤ 調査・評価 振り返り

- ・ネットを通じたアンケート等、調査部との連携を行い、単年度の活動の振り返りの機会を持ちます。

8 広報活動事業…【公益事業4】[担当：広報部]

1 広報事業の目的

本事業は「全国私立保育園連盟基本綱領」に則り、会員、社会全般の不特定多数の方々に向け、保育に関する有益な情報提供や子育ての提案を迅速に提供することを目的として実施するものです。

2 事業内容の充実に向けて

- (1) 原則として、広報部会議（企画・編集会議）を毎月1回開催（うち3回WEB開催）します。
- (2) 必要に応じて、各専門部等と合同会議を開催し、機関誌「保育通信」、HPあおむし通信を充実させるうえでの企画を立案、事業内容や活動・情報発信の方法等を検討します。
- (3) 各地域組織や会員の活動状況について情報を収集し、それらの活動報告を「保育通信」へ掲載、HPあおむし通信にて発信していきます。
- (4) 保育をめぐる情勢や保育界の動向に注目しつつ、人口減少地域や自然災害発生後の被災地等においては積極的な取材活動を行い、「保育通信」、HPあおむし通信に掲載します。
- (5) 社会全般へ向け、「保育通信」、HPあおむし通信を通して子育て情報の提供を行うとともに、保育施設が行う子育て支援活動、全私保連の活動を社会に発信していきます。

3 機関誌「保育通信」の企画・編集・発行

- (1) 年12回発行、毎号56～64ページを平均とします。
- (2) 付録を以下のように予定します。
 - *研修会・セミナー等の開催要綱
 - *その他、提言、調査報告、パンフレット等
 - *必要に応じて付録としますが、経費は別扱いとします。
- (3) 誌面の一層の充実を図るとともに、保育界の動きに関する情報が適切・迅速に会員に届けられるようにします。また、積極的に特集・シリーズ等の企画に取り組みます。

- (4) 特集、シリーズ等で掲載した原稿のブックレットや単行本化を検討します。
- (5) 一般社会に向けた企画（フリーペーパーの作成や「保育通信」付録など）を各専門部等と連携し、検討します。

4 HPあおむし通信の運営（運用）・管理

- (1) 行政および団体機関からの保育制度や保育・子育て等に関する有益な情報並びに、各専門部等の事業内容に資する項目をトピックスに掲載、およびメールマガジンで発信します。
- (2) 各専門部等との協力・連携を深め、事業内容を発信するとともに、YouTube（全私保連チャンネル）を活用し、各専門部等の活動を紹介する動画の企画・制作を行います。
- (3) 各地域組織・会員等のための「会員ページ」の活用・充実・改善、さらに各専門部等による情報の共有を促進していきます。
- (4) HPのデータシステムの運用管理・調整を行います。

5 その他

- (1) 拡大編集会議を企画、開催します。各地域の課題を把握する機会とし、地域組織広報部の質向上を図るとともに、地域組織との連携をよりよくします。それに関する有益な情報を今後の「保育通信」やHPあおむし通信にて随時発信していきます。
- (2) 地域組織からの要請により、情報発信に関する研修会講師として部員を派遣します。

9 会員向けサービス・安全管理等の活動事業…【収益事業等】 [担当：事業部]

*2025年は「2023-2024新2か年計画」の集大成として、以下の運用を本格的に開始します。

●商品改定

- ・無記名化と対象拡大など商品改定による利便性向上
- ・卒園児向け新商品の投入による長期的な新財源確保

●商品のWEB化／商品WEBサイトの活用

- ・SDGsやICT／DXに配慮。組織活動の省力化など諸課題の解決
- ・動画やダウンロードによるPR機会の創出

●次世代組織連絡網の活用

- ・活動支援と連動のため、地域組織への年間を通じたきめ細やかな情報の提供と連携の強化
- ・組織での無償活用支援

●財務プロジェクトとの連携

- ・制度普及を通じて、賛助会費と収入確保を図る

1 園児総合保障共済制度への加入促進

- ① 東京海上「しょうがくせいのほけん」に三大疾病時の教育継続支援特約を加えます。
- ② AIG卒園児向け商品「小学生のためのキッズガード」を加えます。
- ③ AIG商品を統括する新たな代理店を設置したことにより、制度普及活動の支援を行います。

2 保育園・認定こども園における事故防止策の推進

- ① 保険会社や弁護士との連携により得た情報や知識を、「保育通信」などを通じて会員に発信し、事故防止を図ります。

3 「ほいくリーガルサービス」の推進

- ① 選任弁護士による研修を行い「ほいくリーガルサービス」の利用促進を図ります。
- ② 動画やWEB研修を活用し、保育現場の要望に合わせた研修機会の確保を図ります。
- ③ 専任弁護士間での情報共有と連携を強化し、ブロックを越えた知識の共有を深めます。

4 「ほいくのほけん こどもえんのほけん」の商品の向上

- ① 職員団体傷害保険の利便性向上による加入増を目指します。

5 商品の投入と商品のリニューアル

- ① 日本生命「ママとこどもの1000daysほけん」に事業主負担スキームを追加します。

6 保護者連絡アプリ「きっずノート」の推進

- ① 新機能を投入し、利便性向上を図ります。また通年で機能改善を行います。
- ② 地域組織連絡網を無償提供し、活用支援を行います。

7 全国事業部長会議の開催等

- ① 各地域組織との情報交換・連携を図るとともに、(有)ゼンポとの連携によって事業活動の推進を図るために、全国事業部長会議を開催します。

全国事業部長会議…日程：令和7年11月6日(木)～7日(金)

場所：神戸市・ホテルオークラ神戸

8 各地域組織の総会や研修会などに参加し、保険会社と連携しつつ、保険制度の説明を通して加入の普及を図ります

9 事業部並びに幹事代理店の職員の専門性を高め、代理店機能の強化を図ります

10 新たな斡旋商品の発掘

- ① (株)サイエンスとの斡旋事業を行います。

10 青年会議活動事業…【法人管理】[担当：青年会議]

I 青年会議全国大会特別セミナー等の開催

1 青年会議全国大会の開催

第44回全国私立保育連盟青年会議・奄美大会

テーマ つむぐーでい！くわんたむ まーじん きばてい いきよろう！

開催地 鹿児島県・アマホームPLAZA

日 程 令和7年10月23日(木)～24日(金)

定 員 300名

2 青年会議特別セミナーの開催

第19回全国私立保育連盟青年会議特別セミナー

テーマ 未定

開催地 福岡県・アクロス福岡

日 程 令和8年2月12日(木)～13日(金)

定 員 180名

3 全国私立保育研究大会分科会

第67回全国私立保育研究大会・飛騨高山大会 分科会設営

テーマ ディズニーに学ぶ「リーダーシップ」について

—これからの時代に求められる人材育成

講 師 石坂秀己氏(接客向上委員会&Peace代表)

開催地 岐阜県

日 程 令和7年6月12日(木)

定 員 70名程

4 ブロック大会の開催

- ① 北海道・東北ブロック、関東ブロック、東海・北陸ブロック、近畿ブロック、中国・四国ブロック、九州ブロックの各ブロック大会を開催します。

II 諸会議の開催(定例)

- ・役員会 8回(臨時含む)
- ・幹事会 4回(臨時含む)
- ・全国大会事前会議 1回
- ・部会(各1回)

III 部会活動

① 企画部会

- ・青年会議バッジを活用し、青年会議をPRするとともに、イメージの向上、帰属意識の向上につなげます。
- ・特別セミナー…幅広い分野で青年会議らしい学びの機会とします。
- ・他団体とコラボし、対話の機会を設けて相互理解を深め、保育の魅力発信、課題解決、就職支援などにつなげます。

② 研修部会

- ・第67回全国私立保育研究大会・飛騨高山大会 分科会は、より青年会議らしい視点から研修内容を検討します。
- ・幹事会研修…次年度青年会議全国大会開催地で、地元青年部と合同で研修会を開催し、ス

ムーズな大会運営ができるように交流と学びを深めます。

- ・保育の質向上、職場環境の充実を大きなテーマとして、さまざまな角度から継続した研修を企画します。

③ 広報部会

- ・HPあおむし通信の青年会議コーナーにおいて、情報発信します。
- ・青年会議の活動を「保育通信」で広く情報発信します。
- ・青年会議 Instagram、YouTube チャンネル「YCWC」を開設します。

④ 調査研究部会

- ・青年会議にて今求められている情報の収集・調査をし、令和7年度その情報を調査研究。調査研究したものを取りまとめ、報告・発表します。
- ・令和9年度（2年後）の青年会議全国大会の開催地候補地の調査をします。

⑤ 総務部会

- ・役員会、幹事会の運営
- ・「きっずノート」を使用した運営

IV 会員の拡大

- ① 未組織地域や個人会員の地域の状況を把握し、組織化に向けて働きかけます。
- ② 地域組織との交流を通し、新規加盟の促進企画を展開します。

11 組織強化活動・総務的活動事業…【法人管理】[担当：組織部]

1 組織の連携強化・拡大

- ① ブロック会議等の積極的な開催や、ブロックおよび専門部等との連携を推進し、ブロックを中心とした加盟地域組織の連携強化を図ります。
- ② 未組織地域の状況を把握し、全私保連加盟への働きかけを行うとともに、併せて個人会員の拡大・組織化の方向を探ります。
- ③ 全私保連の事業計画等への理解や加盟地域組織との連携を強化するために、全国事務局長会議を開催します。
 - ・第39回全国事務局長会議…令和7年4月24日(木)／東京都・KFC Hall&Rooms
- ④ 全私保連自然災害連絡体制の強化のため、全私保連自然災害連絡調整会議を必要に応じて開催します。また、令和4年度から運用開始した「全私保連自然災害サポートシステム」を活用し、各ブロック・地域組織と連携し、災害発生時における迅速な情報共有や支援・対応に努めます。
- ⑤ 施設種別を中心とした全私保連会員園台帳票の見直しを行い、今後も引き続き、会員園データの管理を実施します。
- ⑥ 会員園管理システムについては、情報共有およびシステムの見直し・強化を図ります。
- ⑦ 専門部等との連絡・情報交換を図ります。

2 総務的活動

- ① 公益法人としての役割を検証し、全私保連活動の活性化を図ります。
- ② 地域組織事務局の活動状況を把握するとともに、組織の活性化を図ります。

- ③ 全私保連沿革の見直しに関する確認、継続作業を行います。
- ④ 全私保連の今後の運営課題について検討します。

3 諸会議の開催

(1) 年度初めの主要会議を、次のように開催・運営します。

- ① 第210回理事会 令和7年6月3日(火)／東京都・全国保育会館
- ② 第66回代表者会議 令和7年6月25日(水)／東京都・浅草ビューホテル
- ③ 第63回定期総会 令和7年6月26日(木)／東京都・浅草ビューホテル

(2) 諸会議を、次のとおり開催・運営します。

- ① 理事会 4回の定例理事会の開催（必要に応じて臨時に開催）
- ② 代表者会議 2回（原則2回）の開催（必要に応じて臨時に開催）
- ③ 常任理事会 適宜12回程度の開催
- ④ 事務局会議 11回開催
- ⑤ 顧問・参与会議 第67回全国私立保育研究大会・飛騨高山大会 初日、令和7年6月11日(水)に開催します。

公益社団法人 全国私立保育連盟 機構図

